

総務民生常任委員会 議事録

日時：令和7年9月25日（木）

午前10時～

場所：第1・2委員会室

出席者

委員名 ☐委員長 渡邊 千恵美 ☐副委員長 岩佐 秀一 ☐委員 遠藤 龍之
☐委員 品堀 栄洋 ☐委員 齋藤 俊夫 ☐委員 岩佐 孝子

欠なし

会 議 次 第

1 開会宣告【委員長】

2 連絡

※ 説明委任 子育て定住推進課長の出席

※ SideBooksの04_常任委員会 総務民生常任委員会フォルダおよびチームスに次第・資料を格納します。毎日の確認をお願いいたします。

3 付託条例審査

(1) 議案第44号 山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

① 説明：所管事務調査での制度概要、条例概要書による。

② 審査：委員各位の質疑

【孝子委員】保育士の人数は確保できるとのことだが、受け入れが1名の場合でいいか。

【課長】1名を担当で考えております。

【孝子委員】兄弟の場合はどうするか。

【課長】フリーの保育士もいるので個別対応していきたい。

【孝子委員】フリーの保育士は何人いるのか。

【課長】現状6名で対応している。

【孝子委員】最大でも1人、2人受け入れということだったが、面積は3人以上で確保できるのか。

【課長】つばめの杜保育所を予定しており来年度の入所者にもよるが、来年度はまず1名を確保している。それ以上は申し込み状況で検討する。

【孝子委員】誰でも通園制度なので、一定の対応が必要ではないか。

【遠藤委員】面積が確保されなければならないということ。2名はわからないということか。誰でも通園制度なので疑問がある。保育士の確保と財源の確保保証はあるのか。

【課長】財源は明確になっていない。

【遠藤委員】支障をきたさないように、解消されたい。

【秀一議員】 1人受け入れ、それが増えたらどうするというのか。食事の提供はするのか。

【課長】今のところは午前午後分けての昼食時間をまたいで考えている。

【秀一委員】食事の提供しないのであれば周知期間が必要ではないか。

【品堀委員】一時預かり以上の効果がないのではないか。保護者への周知とか。

【課長】一時預かりも継続していく。その導入で誰でも通園制度を利用していただきながら移行することも考えられる。

【孝子委員】虐待の件数がわかれば教えてほしい。

【課長】6年度0～3歳未満2件。

【孝子委員】所得調査もしているのか。

【課長】特に行っていないが、支援が必要な家庭にはこどもセンターと連携し対応している。

【秀一委員】4月1日からだから設備面検討しているのか。

【課長】つばめの杜保育所と協議している。新たな設備は考えていない。

【孝子委員】0～3歳だと設備に違いがあると思うが。対応可能か。

【課長】つばめの杜保育所と協議し、回答を得ている。

【孝子委員】民生委員との連携は。

【課長】連携を図っていきたい。

【孝子委員】子供たちの活動時間、午後3時から2時間。

【課長】利用時間は定めるが、要望があればなお考慮する。

【課長】資料配付した内容説明。確認基準条例の必要が追加された。継続調査で説明の機会をお願いしたい。

【齋藤委員】資料②の「子ども・子育て支援法」改正はいつか。

【課長】令和6年6月です。

【齋藤委員】順番が逆ではないか。

【課長】児童福祉法施行令和7年4月、子ども子育ての施行は令和8年4月から。

【齋藤委員】バラバラな手続きに感じるが。

【班長】もともと認可と確認が別な基準がある。先行自治体は認可を先に基準を定め、条例化を早めている。確認は給付のため令和8年4月全国一律施行のため、10月に案を示す状況にある。国から情報があり次第議員の見なさに御説明したい。説明が遅れたのは、給付は私立幼稚園のイメージでいたが、効率の場合も確認をしなければならないことがわかったため。

【齋藤委員】児童福祉法は厚労省、子ども子育て支援法は子育て支援庁。縦割りはわかるが、基礎自治体としては一体として考えるべきではないか。委員会審査報告にもかかる話になる。

【副参事】9月11日の県説明会において今回の内容が示された。前回示することができなかったものが9月条例分とは別に12月に別条例を制定する必要がある。

【遠藤委員】何に追加するのか。

【課長】新たな条例が必要になる。

【遠藤委員】今回の条例を決定したら次に制約を生じるのか。

【課長】 条例としては全く別のものになる。なないろのときも同じように二本立てになっている。

【遠藤委員】 その根拠が子ども子育て支援法に規定されているということか。疑問として先にこの条例を決めてしまっても影響はないことでいいのか。

【課長】 影響しません。

【孝子委員】 前回の予定は継続審査、12月議決でもいいのではないかな。すっきりしない部分がある。

【齋藤委員】 賛成。

【副委員長】 この条例が継続になったら、新たな条例が出て、4月から事業開始ができるのか。上位法の流れでやっているのであれば、議論の必要はあるのか。第44号を決めなくても一緒に審議できるのか。

【班長】 認可と確認で、認可は設備施設の基準等を審査すること、確認は利用者への支援給付が適切な事業者であるかということ。条例としては全く別なものとなる。決定できれば周知も早くできる。

【遠藤委員】 一体のものであれば、認可と確認でできる事業者がいるかを見るためのものではないのか。民間業者ができるかどうかを確認するためのもの。つばめの杜でやるということだから、認可はいいとしても確認も必要ではないか。

【齋藤委員】 認可は公設、確認は民間というわけではなく、どちらも必要。

【遠藤委員】 結論は一体であれば一緒に決めればいいのか。町で進める事業は認可だけでいいのか。

【課長】 確認も必要。国の基準が10月なのでスケジュールが厳しいところもある。

【齋藤委員】 確認は12月に上程して制定、適用して事業者がやる場合は、準備作業が生じたときに対応できるのか。認可は対応できる施設でできる。確認はつばめの杜以外がやるときに準備行為があるか。

【班長】 民間想定は、子ども子育て会議を開いて定員を決めて募集になる。給付の手続きは見えていないことがあるが、支給者が認定をしなければいけない。町でやる場合にも確認行為は必要になる。

【齋藤委員】 ソフト面のスケジュールはわかるが、物理的に拡張しなければならない場合、4月から対応できるのか。

【班長】 定員や設備は認可のほうで行う。町が審査するのが認可できる。

【齋藤委員】 12月に認可可決で物理的に間に合うのか。

【課長】 3か月で民間はなかなか難しい。なので先に確認している。

【品堀委員】 つばめの杜でやるから準備しているから認可してくださいということで、②は預ける人の確認となるのか。国から金をもらうため。それで一体的ならみんなはまとめたらということ。12月に両方可決しても問題ない。つばめで実施するならば。

【孝子委員】 つばめの杜でやるのが前提なので、なないろがどうかということはどうなのか。

【課長】 民間には調査をして実施が難しいと聞いています。

【孝子委員】 来年度はつばめの杜なので、民間はできないということでもいいのか。

【遠藤委員】 町内の事業者だけの確認か。手上げが他からもあったらどうするのか。町

としては来年度つばめの杜で対応すると決めているのであればそれで進めることもある。国の遅い対応で一体のものなのにうまく進んでいない。後から確認が出てくるといいう情報がなかったのか。

【課長】新規事業のため説明の機会を確保をお願いしている。国からの情報を読み込んでおらず、9月11日の説明会で初めて気づいたもの。

【副委員長】確認だが認可を12月まで延ばして、確認を12月にで4月1日にできるのか。

【課長】12月認可は間に合うが、周知は早めに行いたい。外の事業者に対しても早いほうが対応できる。

【副委員長】利用する町民がわからないのでは困る。それを強く言ってくれればいい。

【齋藤委員】認可は予定通り12月まで延長で問題ない。確認は9月に出して12月に考えられるのではないか。

【遠藤委員】委員会改選があるので、執行部も引き継ぎ体制を努められたい。

【齋藤委員】新たな委員会では11月からなので12月までに時間がない。

【齋藤委員】わかりやすい資料、町としての対応を説明してほしい。

(休憩 11:13 再開 11:20)

③ 委員会審査報告書

別紙案破棄 継続審査申出書12月まで延ばす。

4 その他

(1) 閉会中の所管事務調査報告書

別紙案修正 中間報告書とする。

(2) 優良市町村視察研修報告書

別紙案のとおりとするが、遠藤委員からボリュームが多いのではないかと。情報欄は、別紙資料でもいいのではないかと。

(3) 令和7年第1回議会報告会 質疑回答未了一覧

別紙案 山下会場分の広報で回答とあるがこれは掲載されるのか。広報には5点掲載予定。回答未了のものを中心に掲載する。

(4) 閉会中の継続調査申し出の件

別紙案のとおり

6 閉会宣告【委員長】

(11:46 閉会)